

吹市相第 号
令和 年 月 日
(年)

外部公益通報受理・不受理通知書

●● ●● 様

吹田市長



令和 年 (年) 月 日付けで受け付けました公益通報について、下記のとおり通知します。

記

- 1 外部公益通報申出書を受理します。
- 2 外部公益通報申出書を不受理とします。

(1の場合)

- ※ あなたが行った公益通報は、公益通報者保護法第3条（解雇の無効）、第4条（労働者派遣契約の解除の無効）、第5条（不利益取扱いの禁止）及び第6条（解釈規定）までの規定が適用されるため、公益通報を行ったことにより、あなたに対する不利益な取扱いは無効とされ、又は禁止されています。
- ※ あなたが公益通報を行ったことに関する秘密は、保持されるよう適切な措置が講じられます。

(2の場合の理由)

- ① 当該通報等が、公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令に規定する法律以外の法令等の違反によるものであるため。
- ② 通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しないため。
(正しい通報先:)
- ③ 証拠資料の提出がない又は提出された証拠資料では不十分であるため。
- ④ その他()

担当室課	●●部 ●●室 ●●課
連絡先	担当者：●● (本庁内線：●●●●)